ピコカ　会員規約

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

申込者(以下契約成立により申込者が利用者となった場合を総称して「利用者」という)は、本同意条項及び今回お申込みされる取引の規約等に同意の上、申込みをします。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)(1)利用者は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)判断及び管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。①各取引所定の申込書に利用者が記載した利用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業その他申込書に利用者が記載した事項及び申込書以外で利用者が当社に届出た事項②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日③各取引に関する利用店舗、利用額、商品名、チャージ額、未使用残高④各取引において利用者からの問合せにより当社が知り得た情報(通話情報を含む)⑤利用者の本人確認を行った際に収集した運転免許証、パスポート等の情報⑥各取引の規約等に基づき当社が住民票等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)⑦官報や電話帳等一般に公開されている情報(2)当社が各取引判断、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)(1)利用者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①～④の個人情報を利用することに同意します。①当社のプリペイドカード事業、クレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・Eメール配信等による営業案内、関連するアフターサービス②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・Eメール配信等による営業案内③当社のプリペイドカード事業、クレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(http://www.saisoncard.co.jp)に常時掲載しております。(2)利用者は、前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第3条(個人情報の開示・訂正・削除)(1)利用者は、当社に対して、自己に関する利用者の個人情報の開示請求ができます。なお、当社に開示を求める場合には、第5条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。(2)万一当社の保有する利用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第4条(本同意条項に不同意の場合)当社は利用者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で利用者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。但し、第2条(1)に同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。

第5条(問合せ窓口)当社の保有する会員の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、第2条(2)の営業目的での利用の中止、その他ご意見の申出に関しましては、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。インフォメーションセンター(ピコカデスク)〒165-8555　東京都中野区江原町1-13-22
TEL 03-5996-1271／06-7709-8177(受付時間:9時～17時、年末年始除く)

第6条(合意管轄裁判所)利用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、利用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第7条(条項の変更)本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

第8条(提携プリペイドカードの特則)利用者は、各取引が、当社が第三者(以下「提携先」という)と提携して発行するプリペイドカード(以下「提携プリペイドカード」という)に係る契約の場合には、当社は本同意条項に基づき、提携先は「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に基づき、各々当該利用者の個人情報を個別に収集・利用することに同意します。なお、利用者が第1条(1)①の個人情報の変更を当社又は提携先のいずれかに届け出たときも同様とします。

■個人情報保護管理者

当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(コンプライアンス担当役員)を設置しております。

ピコカ特約

第1条(カード名称)株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)がアルピコホールディングス株式会社及び株式会社デリシア(以下総称して「アルピコ」といいます。)と提携して発行し、プリペイドカード機能部分は当社、ポイントカード機能部分はデリシアが提供するカードをピコカ(以下「本カード」といいます。)と称します。

第2条(カードの発行)お客様が、本特約、セゾンプリペイドカード規約並びにピコカポイントカード会員規約(以下「ポイント会員規約」といいます。)を承認し、当社並びにアルピコ(以下「二社」といいます。)に本カードのご利用のお申込をされ、二社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」といいます。)に本カードを発行します。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(カード機能)１．ポイントサービス機能部分については、本特約及びポイント会員規約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。２．プリペイドカード機能部分については、本特約及びセゾンプリペイドカード規約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第４条(お届出事項の変更届け先)会員には、住所、電話番号等のお届け事項に変更が生じた場合、当社、デリシア又は同社のグループ会社が運営する店舗(以下「店舗」といいます。)にその旨届け出ていただきます。

第５条(プリペイドカードのチャージ)１．利用者は、店舗内のレジ又は所定の窓口で申し出ることによりプリペイドカードへのチャージができます。２．利用者は、本カードの申込み時又は申込み後に当社所定の個人情報を登録した場合に限り、プリペイドカードに繰り返しチャージができるものとします。

第６条(会員資格の喪失)１．利用者がプリペイドカード又はポイントカードの資格を喪失した場合、当然に他の機能の利用資格も喪失するものとし、利用者は、本カードの利用ができなくなります。２．前項の定めにかかわらず、プリペイドカードの有効期間満了による利用資格喪失の場合には、利用者は引き続きポイントカードを利用できます。３．プリペイドカード又はポイントカードそれぞれの利用資格喪失による効果等については、両規約の定めによるものとします。

第７条(特約の変更)セゾンプリペイドカード規約第26条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンプリペイドカード規約第26条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

セゾンプリペイドカード規約

第1条(本規約)本規約は、クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するセゾンプリペイドカード(以下「カード」といいます。)の申込み及び利用について定めたものです。カードの利用者は、本規約の内容及び適用について承認のうえ、カードの申込み及び利用を行うものとします。

第2条(定義)本規約に定める語句の定義は次のとおりです。(１)「セゾンプリペイドカード」　利用者があらかじめチャージした金額の範囲内で、利用店で商品等の購入代金を決済できるカードをいいます。(２)「利用者」　カードの発行を希望し発行の申込み手続きを行う者、及び当社がカードの利用を承諾しカードを発行する者をいいます。(３)「利用店」　カードが利用可能な当社所定の店舗をいいます。(４)「利用登録」　カードを利用するために必要な当社所定の利用登録手続きをいいます。(５)「チャージ」　利用者がカードに当社所定の方法により任意の金額を入金すること、及びその手続きをいいます。(６)「商品等」　カードの利用により購入の対象となる商品、サービス又は権利をいいます。(７)「カード決済」カードにチャージした金額内で、利用店で商品等の購入代金の全部又は一部を支払うことをいいます。(８)「カード利用」　チャージ、カード決済、未使用残高の確認その他のカードにかかるサービス利用の総称をいいます(カード情報のみを用いたサービス利用を含みます。)。(９)「未使用残高」　利用者がカードにチャージし、未使用の状態にある金額をいいます。(１０)「有効期間」　カードへのチャージ及び利用店での未使用残高が利用できる期間をいいます。(１１)「払戻し」　未使用残高の払戻しをいいます。(１２)「残高移行」　当社が認めた場合に、特定のカードから別に発行した同一利用者名義のカードに未使用残高を移行することをいいます。(１３)「利用資格喪失」　当社所定の事由により、利用者がカード利用の権利を喪失することをいいます。(１４)「利用停止措置」　当社の判断により行う、一時的なカード利用の制限、利用資格喪失その他のカード利用停止措置をいいます。(１５)「カード情報」　カードの券面に表示される、カード番号、有効期限、セキュリティコード等をいいます。

第3条(申込み等)１．利用者は、当社所定の方法によりカードの申込み手続きを行う必要があります。２．利用者は、カードの申込みにあたり、氏名、連絡先その他の当社所定の利用者に関する情報を当社に申告するものとします。３．当社は、当社が定める基準を満たした利用者に対して、当社所定の手続きを経たうえでカード利用を承諾するものとします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。４．利用者が未成年の場合には、親権者の同意を得たうえで申込みするものとします。

第４条(カード利用前の手続き)１．利用者は、カードの発行を受け、受領した段階で、カード裏面の所定欄に利用者の氏名と同一の署名を行うものとします。２．利用者は、カードの発行を受け、受領した後に利用登録を行う必要があります。この手続きが行われない場合、カード利用ができないことがあります。ただし、当社が利用登録を行う場合はこの限りではないものとします。

第５条(チャージ)１．利用者は、当社が定めたカードの限度額の範囲で、当社所定の方法により、カードに繰り返しチャージすることができます。ただし、当社は、利用者に関する情報の登録未完了その他の事由により、複数回のチャージを認めないことがあります。２．利用者は、チャージ後に当社所定の時間を経過してから、カード決済ができるものとします。

第６条(カード決済)１．利用者は、利用店で商品等の購入時にカードを提示するとともに、あらかじめカードの申込み時に指定した暗証番号を利用店の機器に入力する方法、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法その他の当社所定の方法による手続きを行うことによりカード決済ができます。２．利用者は、当社が認める利用店又は商品等については、前項に定める暗証番号の入力若しくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりカード決済ができるものとします。３．カード決済に際して、商品等の内容等によっては、当社所定の承諾が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カード決済をお断りする場合があります。４．利用者は、当社又は利用店が指定した特定の商品等の購入時には、カード決済ができない場合があります。５．利用者がカード決済をした場合、当社は、当該利用者の未使用残高から、当該カード決済にかかる金額分を当社所定の方法により差し引きます。６．日本国外でのカード決済については、次の各号が適用されます。(１)商品等購入代金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。この場合、国際提携組織が指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料を加えたレートを適用します。(２)当社は、当社が指定する国又は特定の地域におけるカード決済について利用を制限することができます。

第７条(手数料)１．利用者は、当社が請求する場合、カード利用時に当社に対して次の手数料を支払うものとします。当社は、利用者に対して当社所定の方法により手数料を通知します。(１)カードの発行手数料(２)チャージ手数料(３)カード決済手数料(４)前各号のほか、当社が認めた手数料２．利用者がカード利用をした場合、当社は、当該利用者の未使用残高から当該カード利用にかかる手数料分を当社所定の方法により差し引きます。

第８条(限度額)当社は、カードに、当社が定めた次の各号の上限額(以下総称して「限度額」といいます。)を設定します。当社は、カード発行時に利用者に対して当社所定の方法により限度額を通知します。(１)カードにチャージ可能な上限額(２)１回のカード決済時の上限額(３)前各号のほか、当社が設定する上限額

第９条(未使用残高の確認)利用者は、利用者向けのウェブサイト上での確認その他の当社所定の方法により、カードの未使用残高を確認できるものとします。

第１０条(超過利用時の措置)カード決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、利用者は、カード決済時に未使用残高を超えて利用店に支払ができる場合があります。この場合、利用者は、当社が利用店へ超過利用分の立替払いをすること、及び当社が、利用者に対して超過利用分の支払を請求することをあらかじめ承諾するものとし、利用者は、当該請求時には当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により当該超過利用分の金額を当社に対して支払うものとします。

第１１条(払戻し)利用者は、当社によるカードの廃止の場合、法令に基づき払戻手続きが行われる場合その他当社が特別に認める場合を除いて払戻しを受けることはできません。

第１２条(有効期間及び残高移行)１．カードの有効期間は、カード券面に印字された期日までとします。有効期間を経過した場合、利用者は、カード利用ができません。２．利用者は、カードの有効期間満了に際して当社所定の手続きを行い、当社が新たに有効期間を設定した同一利用者名義のカード(以下「新カード」といいます。)を発行した場合であって、当社が認めたときに限り、有効期間満了のカード(以下「旧カード」といいます。)から新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、利用者は旧カードのカード利用ができなくなります。３．利用者は、カードに設定されたチャージ可能な限度額を超えて、旧カードから新カードに残高移行をすることはできません。

第１３条(利用資格喪失)利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、カードの利用資格を自動的に喪失するものとし、利用資格喪失後は一切のカード利用及び払戻しができません。(１)利用者が当社所定の方法により、カード解約の届出を行い、当社が受理した場合(２)利用者が死亡した場合又は当社が利用者の死亡の連絡を受けた場合(当社がこれに準じると判断した場合を含みます。)

第１４条(禁止行為)利用者は、カードの申込み又はカード利用にあたり、次の行為をしないものとします。(１)当社に虚偽の情報を申告すること(２)カード及びカード情報の複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざん(第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「不正改ざん等」といいます。)を行うこと、又はカード又はカード情報が不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにもかかわらず、カード利用をすること(３)カード情報を第三者に開示もしくは公開、又はインターネット上にアップロードしていること(４)他の利用者になりすますこと(５)換金を目的としてカード利用をすること(６)前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

第１５条(利用停止措置)１．当社は、次の各号に該当した場合、利用者への事前の通知又は催告なしに、カードの利用停止措置を講じることができるものとします。当社が利用停止措置を講じた場合、利用者は、当該措置以降一切のカード利用又は払戻しができない場合があります。(１)利用者が本規約に違反した場合(２)利用者が過去にカードの利用停止措置を受けていること、又はカード利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合(３)利用者の利用状況等に照らして、利用者として不適当であると当社が判断した場合(４)マネーローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると当社が判断した場合(５)利用者が当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、若しくは当社の業務を妨害する等の行為をした場合(６)その他前各号に準じる場合　２．当社は、利用者が前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該利用者からカードを回収することができるものとします。

第１６条(カードの貸与・譲渡)１．カードの券面には、カード情報が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が利用者に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定のうえ、利用者が利用できるようにしたものです。２．利用者は、第三者に対して、カードを貸与、預託若しくは譲渡し又は質入れその他の担保権を設定することはできません。また、カード情報を利用者以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は利用者が行うものであり、その責任は利用者の負担とします。３．利用者が前項又は次条に反して第三者がカード利用をしたことにより生じた結果については、利用者の責任となり、当社は一切の責任を負いません。

第１７条(安全管理)１．利用者は、カード及びカード情報を善良な管理者の注意をもって管理及び利用するものとし、かつ利用者の暗証番号その他のカードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。また利用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。２．利用者が前項に反して第三者がカード利用をしたことにより生じた結果については、利用者の責任となり、当社は、一切の責任を負いません。

第１８条(暗証番号)１．利用者は、カードの申込み時に利用者自身又は当社が指定する暗証番号について、暗証番号を記入したメモ等をカードと一緒に保存する等、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態にしてはならないものとします。２．利用者は、暗証番号を生年月日、電話番号その他の申込者本人に関係した番号であって推測が容易な番号に設定しないものとします。３．暗証番号に関する届出又は問合せについては、当該カードの利用者本人から申し出るものとします。４．利用者が暗証番号を第三者に知らせ又は暗証番号が第三者に知られたことから生じた損害は、利用者の負担とします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて利用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。５．不正な暗証番号が複数回入力された場合、当社は、一時的にカード利用を制限する場合があります。この場合、利用者は、カードの利用を回復するために、当社所定の連絡先に申出のうえ、当社所定の手続きを行う必要があります。

第１９条(盗難・紛失・不正利用時の対応)１．利用者は、カードを紛失し若しくは盗難にあった場合、又はカード情報、暗証番号その他のカードに関する情報を第三者に不正取得された場合、その他カード又はカード情報が第三者に取得された場合(以下「紛失・盗難等」といいます。)及び紛失・盗難等が疑われる場合には、直ちに当社まで連絡するものとします。この連絡が直ちにされなかったことで利用者に生じた損害については利用者自身の負担とします。なお、利用者から連絡がされた場合でも、紛失・盗難等により第三者にカード又はカード情報を使用された場合は、次項の規定を適用します。２．カード又はカード情報の紛失・盗難等により第三者にカード又はカード情報を利用された場合、当該利用金額は、利用者の負担とします。ただし、カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて利用者に故意又は過失がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。３．当社がカード若しくはカード情報の紛失・盗難等、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合及び当社がその他事由によりカードによるサービスの提供が不適当であると判断した場合には、当社は、利用者への事前の通知又は催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。４．当社は、利用者に対し、利用者の個人情報又は本人確認資料を提出するよう請求することがあり、またカード又はカード情報の紛失・盗難等又は第三者による不正使用に関する状況について書面で詳細を確認するよう請求することがあります。この場合、利用者は、当該請求に協力するものとします。５．利用者が、盗難その他いかなる事由によりカードを紛失した場合であっても、当社は、カードの再発行を行いません。利用者は、この場合にカードの再発行を希望するときは、新たにカード発行のお申込み手続きを行うものとします。また、利用者は、紛失したカードから、新たに発行されたカードへ残高移行をすることはできません。６．利用者の故意又は過失なく不正使用が発生したと当社が判断した場合であって、利用者が当社に申出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めたときは、当社は、利用者に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの未使用残高は消滅し、利用者は旧カードのカード利用ができなくなります。

第２０条(汚損等による再発行)カードの汚損、破損、磁気不良その他の事由によりカード利用に支障を生じる場合であって、利用者が当社に申出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めたときは、当社は、利用者に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、利用者は旧カードのカード利用ができなくなります。なお、同一利用者からの複数回の申出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、残高移行を認めない場合があります。

第２１条(カードの利用制限等)当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して事前に通知することなくカード利用を一時的に制限する場合があります。(１)カード利用にかかる機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由によりカード利用を一時的に中断することが必要な場合(２)カードのサービス変更又は機能拡張を行う場合(３)その他、当社がカード利用を停止又は中断する必要があると認める場合

第２２条(免責)１．法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、カードに関連して利用者が負った損害について、当該損害が当社の故意又は重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。２．利用店でのカード利用の際に用いる各種端末の異常による決済不備に起因する問題について、当該問題の発生が当社の故意又は重過失によるものでない限り、当社は、一切の責任を負わないものとします。３．カード利用により購入した商品等に生じた問題について、利用者は、利用店との間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第２３条(反社会的勢力の排除)１．利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」と称します。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(１)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること(２)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること(３)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること　２．利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。(１)暴力的な要求行為(２)法的な責任を越えた不当な要求行為(３)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為(４)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為(５)その他前各号に準ずる行為３．当社は、利用者が前二項に定める事項に違反すると具体的に疑われる場合、利用者に対して当該事項に関する調査を行い、又は必要に応じて資料の提出を求めることができ、利用者は、これに応じるものとします。４．当社は、利用者が第１項又は第２項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、申込者によるカードの発行申込みを拒否し、又は、利用者の本規約に基づくカード利用を一時的に制限することができるものとします。５．当社は、利用者が第１項若しくは第２項のいずれかに該当した場合、第１項若しくは第２項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第３項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、カードの利用を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちにカードの利用資格喪失の措置を講じることができるものとします。この場合、利用者は当該措置以降一切のカード利用及び払戻しができなくなります。６．前項により当社に損失、損害又は費用(以下「損失等」といいます。)が生じた場合、利用者は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定を適用したことにより利用者に損害等が生じた場合にも、利用者は、当該損害等について当社に請求しないものとします。

第２４条(権利義務の譲渡)当社は、本規約に基づく当社の権利及び義務の一部又は全部を第三者に対し、譲渡することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対し、本規約に定められた利用者に対する義務を継続して負担させるものとします。

第２５条(届出事項の変更)１．利用者が当社に届け出た事項に変更があった場合、利用者は、すみやかに当社に対し変更の旨を申し出て、当社所定の手続きを行うものとします。利用者がこの手続を行わなかったために、送付物(電子メールを含みます。以下同じ。)が利用者に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。２．利用者が届け出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天変地変、郵便事業者若しくは電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他不可抗力等により、送付物が利用者に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。

第２６条(本規約の変更等)１．当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(https://www.saisoncard.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で利用者に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。(１)変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき。(２)変更の内容が本規約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき。２．当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(https://www.saisoncard.co.jp/)において告知する方法又は利用者に通知する方法その他当社所定の方法により利用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、利用者は、当該周知の後に会員が本規約にかかる取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第２７条(準拠法)本規約の準拠法は日本法とします。

第２８条(合意管轄裁判所)本規約に基づく取引に関して、利用者と当社との間に訴訟の必要が生じた場合は、訴額の多少にかかわらず、利用者の住所地及び当社の本店、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

第1条(適用)本同意条項は、申込者(以下契約成立により申込者が利用者となった場合を総称して「利用者」という)がアルピコホールディングス株式会社(以下「アルピコ」という。)及び株式会社デリシア(以下「デリシア」という。)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)と提携して発行するプリペイドカード(以下「提携カード」という)の申込みを行う場合に適用します。

第2条(同意)利用者はデリシアが独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・利用することに同意します。[収集・利用する個人情報]・提携カード申込書に利用者が記載した利用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス及び申込書以外で利用者がデリシアに届出た事項 [利用目的]・デリシアの提供する提携カードの機能・サービス及びその他デリシアの事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス ・デリシアの提供する提携カードの機能・サービス及びその他デリシアの事業に関する、市場調査、商品開発 ※デリシアの具体的な事業内容はデリシアホームページ(https://www.delicia-web.co.jp/)に常時掲載しております。

第3条(個人情報の共同利用)デリシアは、アルピコグループ各社と、第2条記載の〔収集・利用する個人情報〕を同条記載の〔利用目的〕で共同して利用します。なお、個人情報の管理についてはデリシアが責任を負います。アルピコグループ各社はウェブサイト(https://www.alpico.co.jp/groupcompanies/)をご参照ください。

第4条(個人情報の第三者提供)１．利用者は、デリシアが利用者の以下の個人情報を保護措置を講じたうえで、株式会社八十二銀行(以下「八十二銀行」という。)に提供し、八十二銀行が以下の利用目的で利用することに同意します。[利用目的]デリシアの提供する提携カードのサービス付帯機能等の提供及び八十二銀行の事業に関する宣伝物送付等の営業のご案内(E-mail・電話を含む。)を送付するため。[提供・利用する個人情報]提携カード申込書に利用者が記載した利用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス及び申込書以外で利用者がデリシアに届出た事項　２．利用者は、デリシアが利用者の以下の個人情報を保護措置を講じたうえで、デリシアの提供する提携カードのサービス加盟店(以下「加盟店」という。)に提供し、加盟店が以下の利用目的で利用することに同意します。[利用目的]・加盟店からの宣伝物送付等の営業のご案内のため(E-mail・電話を含む。)・提携カードの紛失・盗難時の連絡及び郵送を行うため・デリシア及び加盟店におけるサービスの改良、新規サービスの開発等を行うための統計資料を作成するため[提供・利用する個人情報]提携カード申込書に利用者が記載した利用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス及び申込書以外で利用者がデリシアに届出た事項

第5条(デリシアとの同意事項の適用)デリシアと利用者との間で利用者の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、デリシアとの同意事項が適用されます。

ピコカポイントカード　会員規約

第1条　会員　本規約は、株式会社デリシア(以下「デリシア」という。)(以下「当会社」といいます。)が発行するピコカポイントカードの申込み及び利用について定めたものです。ピコカポイントカードの利用者(以下「会員」という。)は、本会員規約(以下「本規約」という。)の内容及び適用について承認のうえ、カードの申込み及び利用を行うものとします。

第2条　入会方法　1.利用者は、所定の入会申込用紙に、会員本人が必要事項をご記入の上、ピコカポイントカード加盟店(以下「加盟店」という。)に直接お申込下さい。利用者は、カードの申込みにあたり、氏名、連絡先その他の当会社所定の利用者に関する情報を当会社に申告するものとします。2.当会社は、当会社が定める基準を満たした利用者に対して、当会社所定の手続きを経たうえでカード利用を承諾するものとします。契約は、当会社が承諾をした日に成立するものとします。3.利用者は、カードの発行を受け、受領した段階で、カード裏面の所定欄に利用者の氏名と同一の署名を行うものとします。

第3条　ピコカポイントカードの発行　入会申込書とカード発行手数料を添えてお申込されると、ピコカポイントカード(以下「カード」という。)が発行されます。カードはお一人様１枚限りの発行となります。

第4条　会費　入会金、年会費は無料です。なお、カード発行手数料として金100円(消費税込)を申し受けいたします。

第5条　有効期限　1.カードの最終ご利用日(ポイントの加算・利用等)から2年後の日が属する月の末日をもって、蓄積されたポイントは全て失効いたします。2. 発行されたポイント券は無期限有効です。

第6条　会員の権利　加盟店をご利用の際にカードにポイントが加算されます。また、各加盟店で行われるサービス、イベント等に参加することができます。

第7条　カードのご利用　加盟店をご利用の際、お会計前に必ずカードをご提示下さい。事前にご提示がない場合、前条に記載する権利が受けられない場合があります。

第8条 ポイント加算　加盟店でのご利用金額に応じてポイントが加算されます。但し、各加盟店によりポイント加算率が異なりますので、各加盟店にてご確認下さい。なお、一部ポイント加算対象とならない商品、売場、支払方法がございますので、併せて各加盟店にてご確認下さい。

第9条　ポイントの利用　取得されたポイントは400ポイントでポイント券1枚と交換いたします。ポイント券は３枚で1,000円分として各加盟店において使用できます(ポイント券３枚で現金1,000円の交換はできません。)。また、所定のカタログ商品と交換することができます。ポイント券、カタログ商品交換の詳細につきましては、各加盟店若しくは後記ピコカ事業部にお問合せ下さい。

第10条　ポイントサービスの一時停止　ポイントサービスは、以下の場合ポイントの加算、ポイント券の発行等が一時的にできなくなることがありますのであらかじめご了承ください。(1)当会社コンピューターシステムの保守、障害時(2)カードの紛失・盗難にあわれて後記ピコカ事業部にお申し出いただいた場合(3)ポイントサービスの不正利用の疑いが生じた場合(4)何らかの理由により、指定ID又はカードが一時停止となった場合(5)その他、当会社が必要と判断した場合

第11条　カードのお忘れ　お会計時にカードをお忘れの場合、ポイントを加算することはできません。

第12条　商品等の返品　カードを利用したお買い上げ商品を会員の方のご都合により返品があった場合、その金額に応じてポイントを減算いたします。カードがないと返品できませんので、必ずカード及びお買上レシートをご提示下さい。なお、ポイント券発券後に返品により代金を返金させて頂いた場合には、ポイント券の回収を請求させて頂く場合もございます。

第13条　カードの貸与、譲渡の禁止　原則としてカード及びカード内のポイントは、会員名義人のみがご利用できるものとし、他人への貸与、譲渡、相続等を行うことは固く禁じます。なお、万一譲渡、相続等の場合であっても、複数カードのポイントの合算はいたしかねます。

第14条　反社会的勢力の排除　会員は、入会申込時において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はそれらの関係者、その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと及び反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、かつ将来にわたってもそのようなことのないこと、及び自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当会社又は加盟店の事業に関して、脅迫的な言動をし、あるいは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、当会社又は加盟店の信用を毀損し、あるいは当会社又は加盟店の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

第15条　禁止行為　利用者は、カードの申込み又はカード利用にあたり、次の行為をしないものとします。(1)当会社に虚偽の情報を申告すること(2)カード及びカード情報の複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざん(第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「不正改ざん等」といいます。)を行うこと、又はカード又はカード情報が不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにもかかわらず、カード利用をすること(3)カード情報を第三者に開示もしくは公開、又はインターネット上にアップロードしていること(4)他の利用者になりすますこと(5)前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

第16条　利用停止措置　１．当会社は、次の各号に該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、カードの利用停止措置を講じることができるものとします。当会社が利用停止措置を講じた場合、会員は、当該措置以降一切のカード利用ができない場合があります。(1)会員が本規約に違反した場合(2)会員が過去にカードの利用停止措置を受けていること、又はカード利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合(3)会員の利用状況等に照らして、利用者として不適当であると当会社が判断した場合(4)会員が当会社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当会社の信用を毀損し、若しくは当会社の業務を妨害する等の行為をした場合(5)その他前各号に準じる場合２．当会社は、会員が前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員からカードを回収することができるものとします。

第17条　安全管理　１．会員は、カード及びカード情報を善良な管理者の注意をもって管理及び利用するものとし、その他のカードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。２．会員が前項に反して第三者がカード利用をしたことにより生じた結果については、会員の責任となり、当会社は、一切の責任を負いません。

第18条　届出事項の変更　ご入会時にご記入頂きました項目に変更が生じましたら、速やかに変更届をピコカ事業部にご提出下さい。ご提出頂けなかった場合、第６条に記載します会員の権利等が受けられない場合があります。

第19条　二重登録(カード２枚保有)故意、過失にかかわらず、同一会員の二重登録はご遠慮下さい。二重登録が解消されるまで、第６条に記載します会員の権利等が受けられない場合があります。なお、二重登録が発覚したときは、当会社から会員名義人に対し通知の上、登録時期の早いカードの登録を抹消させて頂きます。

第20条　カードの更新　１．入会後、当会社が指定した時期に、ご登録内容及びカードの確認並びに更新をお願いする場合があります。指定期間内に更新手続きを頂けない場合、会員資格は喪失し、すでに加算されているポイントは無効とさせて頂きます。２．更新時に新規カードへの切り替えが必要となった場合は、第４条の発行手数料をご負担頂く場合があります。

第21条　カードの破損　カードが破損した場合は、破損したカードをご持参の上、加盟店にお届け下さい。再発行手続後、カードを再発行いたします。その際に、再発行手数料として金100円(消費税込)が必要となる場合があります。カードを再発行した場合、旧カードは無効とさせて頂き、旧カードに蓄積されていたポイントは、新カードに移行いたします。なお、破損等により会員に損害があったとしても、当会社としては責任を負いかねます。

第22条　カードの紛失、盗難等による損害責任　1.紛失、盗難等により他人にカードを利用された場合の損害は会員の負担となり、当会社としては責任を負いかねます。但し、カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当会社が判断した場合は、この限りではありません。2.会員が、盗難その他いかなる事由によりカードを紛失した場合であっても、当会社は、カードの再発行を行いません。会員は、この場合にカードの再発行を希望するときは、新たにカード発行のお申込み手続きを行うものとします。なお、再度ご入会頂く場合には、カード発行手数料として金100円(消費税込)が必要となります。また、紛失、盗難されたカードのポイントは失効し、新たに発行されたカードには原則として移行できません。3．当会社がカード若しくはカード情報の紛失・盗難等、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合及び当会社がその他事由によりカードによるサービスの提供が不適当であると判断した場合には、当会社は、会員への事前の通知又は催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。4．当会社は、会員に対し、会員の個人情報又は本人確認資料を提出するよう請求することがあり、またカード又はカード情報の紛失・盗難等又は第三者による不正使用に関する状況について書面で詳細を確認するよう請求することがあります。この場合、会員は、当該請求に協力するものとします。

第23条　会員資格の取消し　会員が以下のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失するものとし、累積ポイントは無効とさせて頂きます。また、会員の権利により受けた特典等の相当金額分をご返却頂く場合がございます。①本規約に違反した場合②カード使用上において不正行為があった場合③入会申込書に偽りがあった場合④入会申込時又はその後において第14条の確約に違反したことが判明した場合

第24条　脱会　脱会されたい場合は後記ピコカ事業部にご連絡下さい。その際にカードに貯蓄されているポイントにつきましては失効とさせて頂きます。ポイント券につきましては第5条に定めるとおり、無期限で使用することができます。なお、脱会の場合、入会時に申し受けたカード発行手数料金100円(消費税込)は返却いたしません。

第25条　免責　法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、カードに関連して会員が負った損害について、当該損害が当会社の故意又は重過失によるものでない限り、当会社は一切の責任を負わないものとします。

第26条　ダイレクトメール等の発送　加入加盟店及びピコカ事業部から会員に対し、カードに関する特典のご案内、ご連絡等のダイレクトメール、E-mail等をお送りいたします。なお、ダイレクトメール等が不要の場合には、発送等の停止処理を行いますので、後記ピコカ事業部までご連絡下さい。

第27条　会員への協力依頼　会員の方に対するアンケートやイベント企画へのご意見聴取等、ご協力をお願いする場合がございます。その際にはご協力の程よろしくお願いいたします。

第28条　本規約の追加、変更等　１．当会社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当会社のホームページ(https://www.picoca.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で利用者に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当会社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当会社のホームページ(https://www.picoca.jp/)への掲載等を行うものとします。(１)変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき。(２)変更の内容が本規約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき２．当会社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当会社のホームページ(https://www.picoca.jp/)において告知する方法又は利用者に通知する方法その他当会社所定の方法により利用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、利用者は、当該周知の後に会員が本規約にかかる取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第29条　準拠法　本規約の準拠法は日本法とします。

第30条　合意管轄　当会社又は加盟店と会員との間で紛議が生じた場合は、各当事者は相互の信頼関係に基づき誠意をもってこの解決に向けて協議し、やむを得ず調停又は訴訟を必要とする場合は、長野地方裁判所松本支部又は松本簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定2016/4/1
改定2020/4/1

ピコカカード会員の個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)について

株式会社デリシア(以下「当会社」という)は、申込者(以下契約成立により申込者が利用者となった場合を総称して「会員」という)が安心して、当会社が提供するピコカサービスをご利用いただけるよう、個人情報保護方針に基づき、個人情報等の取扱いに細心の注意を払っております。なおピコカカードのプリペイドカード機能を利用される会員様は別途規定する個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項、提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項もご覧ください。

第1条　取得する個人情報　当会社は会員の以下の個人情報を取得します。(1)お申込み時にご記入頂く、氏名・郵便番号・住所・性別・生年月日・電話番号・E-mail等(2)申し込み時以外で会員が当会社に届け出た事項の属性情報、及びカードの利用履歴情報(購入商品・利用回数・利用金額・利用加盟店等に関する情報)、並びにポイントサービス等の企画への応募情報(以下、総称して「個人情報」という)

第2条　個人情報の利用目的　当会社は以下の目的のために、上記に定める会員の個人情報を利用します。①当会社からの宣伝物送付等の営業のご案内(E-mail・電話を含む。)、アンケート調査依頼、特別ポイント進呈等の付加サービスを行うため②カードの紛失・盗難時の連絡及び郵送を行うため③デリシアの提供する提携カードの機能・サービス及びその他デリシアの事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス ④デリシアの提供する提携カードの機能・サービス及びその他デリシアの事業に関する、市場調査、商品開発⑤当会社における既存サービスの改良、新規サービスの開発等を行うための統計資料を作成するため

第3条　個人情報の提供　(１)加盟店への提供　当会社は、会員が申込みされ又はカードを利用された加盟店に対して、秘密保持契約を締結した上で、以下の目的のために、会員の個人情報を提供します。①加盟店からの宣伝物送付等の営業のご案内(E-mail・電話を含む。)、アンケート調査依頼、特別ポイント進呈等の付加サービスを行うため②カードの紛失・盗難時の連絡及び郵送を行うため③加盟店における既存サービスの改良、新規サービスの開発等を行うための統計資料を作成するため【提供先】加盟店(ホームページをご参照ください https://www.picoca.jp/search)(２)カードのサービス付帯機能等の提供先への提供　当会社は、法令の規定に基づく場合のほか、以下の提供先に対して、秘密保持契約を締結した上で、以下の目的のために、会員の個人情報を提供します。①カードのサービス付帯機能等の提供②提供先の事業に関する宣伝物送付等のご案内(E-mail・電話を含む。)をお送りさせていただくため【提供先】株式会社八十二銀行

第4条　個人情報の共同利用　会員から当会社に提供頂いた個人情報は、同時に、アルピコグループに属する会社(以下「グループ会社」といいます。また、当会社及びグループ会社を総称して「当グループ」といいます。)、が共同して保有及び利用させていただく場合があります。(１)共同利用するお客様の個人情報の範囲は、次のとおりです。郵便番号・住所・氏名・電話番号・E-mail・生年月日・性別・ご利用いただいた当グループのサービス・商品内容(２)共同利用するグループ会社は、ホームページ(https://www.alpico.co.jp/groupcompanies/)をご参照ください。(３)共同利用する個人情報の利用目的は次のとおりです。① ポイントカードシステムの管理運営のため② 会員からの各種お問い合わせへの対応を行うため③ 会員に対し、当グループに属する会社が取り扱うバス又は鉄道輸送事業、タクシー運送業、ホテル・宿泊事業、サービスエリア事業、小売事業、旅行事業、自動車整備事業、ゴルフ場・不動産事業、保険代理店事業及びリース事業、が取り扱う商品やサービス等の情報提供を行うため④ ご意見・ご感想をお伺いするため、またアンケートを実施するため⑤ 会員の購買内容等に基づいた新規商品・サービスの開発等のためのマーケティング調査及び分析並びに統計資料の作成のため⑥ 加盟店でのカードご利用情報を基にした、会員へのサービス実施のため(４)共同利用する個人情報の管理責任は、後記ピコカ事業部となります。

第5条　宣伝[illegible]　会員は当会社に対して、いつでも当グループに関する第2条①及び第4条(3)③及び④に定めるサービスの提供を中止する[illegible]

第6条　個人[illegible]とができます。[illegible]を証明するた[illegible]該当した場合[illegible]等が判明した[illegible]

第7条　個人[illegible]当会社の個人[illegible]カ事業部まで[illegible]

第8条　業務[illegible]に記載する個[illegible]す。2．前項に[illegible]認し、その後[illegible]

第9条　個人[illegible]報の全部又は[illegible]できないこと[illegible]場合、「お名前[illegible]

株式会社デリシア【ピコカ事業部】
住所：〒399－0702　長野県塩尻市大字広丘野村1688－1
電話：0120-115-510　受付時間：土日祝日ならびに年末年始を除く平日10:00～17:00
制定2016/4/1
改定2020/4/1